

船舶インシデント調査報告書

平成31年3月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成30年4月10日 12時35分ごろ
発生場所	北海道根室市納沙布岬南南東方沖 納沙布岬灯台から真方位160° 135海里付近 （概位 北緯41° 16.0′ 東経146° 50.0′）
インシデントの概要	漁船第五十八栄福丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年4月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五十八栄福丸、13.0トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-22202（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 機関長、五級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約3m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか6人が乗り組み、さけます流し網漁の目的で根室市歯舞漁港を出港し、納沙布岬南南東方沖の漁場へ向けて航行中、主機に供給する燃料常用タンク（以下「本件タンク」という。）の燃料低位警報が鳴った。</p> <p>船長及び機関長は、機関室に向かい、本件タンクを確認したところ、本件タンクの液面が下がっており、燃料タンクから燃料油（A重油）が送油されていないことを認めた。</p> <p>機関長は、手動で主機を停止させた後、燃料移送ポンプ（歯車ポンプ）を点検したところ、同ポンプ電動機が運転しておらず、また、分電盤の同ポンプ電動機のブレーカ（遮断器）が落ちているのを認め、同ブレーカを投入して同ポンプ電動機の始動を試みたものの、始動ができず、非常用手動ポンプによる燃料油の移送もできなかった。</p> <p>船長は、本件タンクの燃料不足から、主機を運転することができないと判断し、船舶電話で漁業協同組合に救助の要請を行い、同組合が海上保安部へ救助要請を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視船によって根室市花咲港にえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関長及び機関修理会社担当者が燃料移送ポンプを点検したところ、同ポンプ電動機の焼損及び自動給油制御装置の制御基板制御部の動作不能が認められ、また、燃料流量計Y</p>

	<p>型こし器（以下「本件こし器」という。）を確認したところ、ゴミ等で閉塞していることを認めた。</p> <p>主機の燃料油は、燃料タンクから燃料移送ポンプで吸引、吐出され、本件こし器を通り、燃料流量計を通過して本件タンクに送油され、本件タンクから主機の燃料入口こし器を経て燃料噴射弁に供給されるようになっていた。</p> <p>本船は、本件こし器の掃除を約1年に1回行っていた。</p>
分析	<p>本船は、納沙布岬南南東方沖を航行中、本件こし器がゴミ等で閉塞したことから、本件タンクに燃料が送油されず、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、納沙布岬南南東方沖を航行中、本件こし器がゴミ等で閉塞したため、本件タンクに燃料が送油されず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に燃料流量計前の燃料こし器の清掃を行うこと。 ・航行中、機関室の見回りを行い、燃料常用タンクの液面及び燃料移送ポンプの運転状態を確認すること。